

福祉文教常任委員会会議録

令和7年3月4日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和7年3月4日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	三宅 良矢
〃 副委員長	尾崎 孝子
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	二家本英生
議長（オブザーバー）	北村 孝

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	坂上 佳隆
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
福祉課長	武藤 優子	こども課長	藤原 直臣
健康づくり課長	泉 亜希	教育部長兼教育総務課長	村田 健次
教育部理事兼学校教育課長		生涯学習課参事	伊藤 真
	石本 秀樹	学校教育課参事	黒木 謙太
学校教育課参事	村田 真隆		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（三宅良矢議員）

おはようございます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（三宅良矢議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願います。

本日、出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、1番・河瀬成利委員を指名いたします。

開会に先立ち、町長よりご挨拶願います。

町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会を開催いたしましたところ、早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

3月に入ってからまだ何か気候も安定しませんし、今日は寒いです。

また、東北では山火事がまだ永遠に続いているということで、いろいろなところで、やっぱりこれも気候の変動というものでしょうか、いろいろなところでいろいろな不安定なところがあります。

今日の文教常任委員会、案件も少ないですけれども、ひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明書はページ数を言ってから説明願います。

発言の際は、議員、理事の皆様、委員長とさせていただき、私がお名前をお呼びしてから発言いただきますよう願います。

また、発言者はマイクスイッチを押してから発言されますよう願います。

委員長（三宅良矢議員）

案件、令和7年第1回忠岡町町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（三宅良矢議員）

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷健康福祉部次長兼保険課長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

議案書の79ページをお願いいたします。

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本件は、忠岡町国民健康保険料条例において、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づく、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予期間についての改正を行うものでございます。

お手元にご配付しております、議案第14号保険課資料1によりご説明を申し上げます。

保険課資料1をご覧ください。

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が分からない被保険者が急患などの状態で医療機関を受診した際、即時入院といったケースにおいて、本人に医療費の負担能力の有無が不明であったり、また、負担能力があっても、預貯金を引き出せないなど、直ちに医療費が支払えないなどを理由に、生活保護部局が職権で生活保護の開始を決定し、本人に代わり医療機関に医療費を支払う場合があります。

また、職権で生活保護が開始された場合は、被保険者の資格は喪失することになります。しかし、その後、本人に預貯金など資力があることが判明し、かつ資力の活用が可能であれば、生活保護費の返還義務が生じ、医療費の全額を本人に請求することになります。

このように、国保の保険給付が受けられない状態の中で、予期せぬ支払いが生じるケースがございます。

こうした事案の発生を未然に防ぐため、生活保護部局から、一定程度、負担能力が想定される者としての情報提供が医療保健部局に行われた場合に、本人の資力の有無が判

明し、かつその利用が可能になるまでの間、職権で生活保護の開始を決定する代わりに、当該被保険者の保険料について、徴収猶予を最長1年間活用することが厚生労働省通知において求められておりましたので、これを受けまして、保険料の徴収猶予の規定にただし書を追加するものであります。

裏面、保険課資料2は新旧対照表でございますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、この条例の改正なんですけれども、身元が分からない人、その方が保険にかかっているかどうか分からない人が、急遽、入院とかしたときに、医療費が、当然、高額になってきますので、その辺りを、まずは、一旦、生活保護の申請をしておいて、まず、医療のほうに負担がかからないようにというのと、後ほどそれを、身元調査の結果、資力があって、それが活用された場合に、現在であれば、その生活保護費としての医療費を全額返還して、それが大きな負担になるということでの、そういうのではなくて、保険料の一部負担金の猶予という形で、今回、こういった形の改正になるとお伺いしております。

その中で、ちょっと1点、まず最初に質問なんですけれども、まずは、その資力の調査をした後に、国保があって、資力もあると分かりました。じゃあ、当然、その国保については継続という、もともと、国保に入っていたわけですから継続になるんですけれども、その間の医療費の扱いについても、当然、そこの部分は国保として遡及されるのでしょうか。

ちょっと確認をお願いします。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

まず、今回の条例改正は国民健康保険料条例でございますので、あくまで、これは保険料の徴収猶予という前提でございますが、実際、お医者さんにかかった際の一部負担金の徴収猶予につきましても、今、一部負担金を猶予するための要綱を持っております

ので、そちらの要綱のほうも同時に改正をする予定でございます。

今のお話は、一部負担金のちょっと徴収猶予のお話になるのかなとは思いますが、まず、今回のこの改正の前提としましては、そういった方がおられた場合、既にその人が国民健康保険の被保険者ということがもう分かっているというのが前提になってまいりますので、生活保護を一旦挟むということの想定はちょっとされないのかなというふうに思います。

もし、仮に、生活保護という形で、一旦、資格が、空白の期間ができたとしても、一旦、もしそれが、資力があるということで生活保護が外れたとしても、2年間遡って資格適用ということは可能ですので、切れ目はないのかなというふうには考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、その間、仮に、生活保護が申請されて、生活保護になったとしても、その後、資力が分かって、国保も入っているとなったときに、その生活保護の期間というのじゃなくて、先ほど、2年間、過去に遡及できるという話でもあるので、その過去の2年間に関しては、国保としての扱いで一部負担金が発生して、国保の扱いになるということによろしいでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

国民健康保険の資格をお持ちの方は、必ず一部負担金ですね、2割から3割の一部負担金を支払っていただくというのがもう前提になってございますので、その方は、必ず、一部負担金のほうはお支払い願う形になります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そちらの方については分かりました。

あともう1点、ちょっと懸念点があるのが、当然、いろいろな方がいらっしゃるって、生活保護基準以下でも年金生活で頑張っている方がいらっしゃると思うんです。そうい

った方というのは、それは、あくまで分かった場合ですけれども、分からなくて、後で判明した場合に、そうになってしまうと、生活保護以下になるので、当然、その負担金の支払いというの、その方、多分、恐らく、1割とか2割とか軽減措置もされると思うんですけれども、やっぱりその支払いの負担というのは出てくると思うんです。

そうなった場合に、例えば、最初、どういう方の状態か分からないんですけれども、その申請というか、猶予されても、やっぱり生活、そこから、年収が少ないので、収入が少ないのでなかなか支払い能力がないと。そうなった場合に、最初の段階で、今までは職権で生活保護をしていて、その生活保護費で対応できたのに、そこができなくなってしまうので、その負担が発生すると。

ちょっとここは福祉部局に確認したいんですけれども。

今、生活保護の申請、こういった方の生活保護の申請が、今回、職権によりなくなる、それができなくなるということなんですけれども、実際のところ、どんな形の、本当にその職権の生活保護という申請ができなくなるのかどうかの確認をしたいんですけれども、いかがでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

生活保護部局としてお答えさせていただきます。

職権がなくなるというところまでの、絶対ないというものではないんですけれども、我々としても、開始時期は慎重にしないといけないなというところもございまして、やはり行旅病人等で倒れられている方については、意識のほうがなかったりですとか、意思疎通ができない場合も多々ございます。

そういった方に対して、やはりこちらとしても確認のすべがなかったりですとか、所持品の状況等で分からないところもございまして、生活保護のこども家庭センターとは協力しながら始められるようにという体制では調査していくんですけれども、必ず、最初からもうすぐに適用させるというのではなくて、いろいろ調査した結果、遡りで適用というところもこういった場合にはさせていただくことがございますので、ご本人の不利益が起きないような形では進めてまいります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、その状態になった場合に、まずは、その申請業務からスタートしていった、それを調査した結果、この人はやっぱり生活保護でしていかなければならないといったところに、その調査日に遡及して、そこから制度を進めていくという形で、本人には不利な形にならないということによろしいんですね。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、原則、申請日からの適用にはなるんですけども、こういった特例のケースにつきましては、遡りも適用させることができますので、そこはご本人の状態に合わせて進めてまいるようにしております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

はい、分かりました。

その点についてはセーフティーネットが取れているということが確認できましたので、分かりました。

もう一度、保健部局のほうに確認したいんですけども。

セーフティーネットを使わずでいかれる場合というのが、先ほども話したとおり、生活保護の水準以下で生活されている方に対して、やっぱり後ほど払う、猶予されたとしても、保険料、一部、窓口の負担金、これが1割でも2割でも結構な負担になってくるので、そういった場合に限って、猶予ではなくて、軽減措置とか減免、そういった形というのは取れないのでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

もちろん、減免制度もございますので、もちろん、減免の取扱いの基準に従って、その方が適用できるかどうかということは、もちろん、審査させていただきます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしますと、そういった方は対象で、そういった減免、または免除ということも忠岡町の要綱の中でされているということの確認ができましたので、分かりました。

こういった方、みんなやっぱり不利にならないような形でやっていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

すみません、私のほうより質問ありますので、進行を尾崎副委員長に代わらせていただきます。

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

それでは、進行を交代させていただきます。

三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

これって、要は、もう身元不明の何か判断つかない行旅さんとかを想定した条例変更ということでもいいんですね。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

これは、まず、そういった方がおられて、国民健康保険の被保険者だということがもう事前に分かっているというのが前提条件になりますので、そう考えると、ちょっと身元不明とは違うのかなというふうには思います。

副委員長（尾崎孝子議員）

三宅委員長、よろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（尾崎孝子議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたしま

す。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑ございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原こども課長。

こども課（藤原直臣課長）

それでは、議案書の83ページをお願いいたします。

議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

ご配付しております、議案第15号こども課資料1をご覧ください。

本件は、所得税法上の扶養控除の取扱いについて、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に係る国内居住要件が設けられたことに伴い、児童扶養手当における所得制限

限度額の算定において、対象となる扶養親族等から所得税法に規定する控除対象扶養親族でないものを除くこととされたことから、同例の所得制限基準を準用している、ひとり親家庭医療についても同趣旨の改正を行うものでございます。

この改正による影響は、現時点において対象者がいないため、影響はございません。

また、こども課資料2として新旧対照表をお配りしておりますので、後ほど、ご高覧ください。

説明は以上です。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、この条例なんですけれども、まず、説明資料の中で、国内居住要件というのがあります。この、まず、国内居住要件についてちょっと教えていただきたいと思います。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原こども課長。

こども課（藤原直臣課長）

国内の居住要件なんですけれども、一応、今回、30歳以上70歳未満が、原則、控除から外れるというところが大きいところです。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それは書いているので分かるんですけれども、どういった方がその国内居住要件に当たるのかという対象者です。30歳から70歳未満ではそれはそうなんですけれども、それプラス何かほかの条件というのを教えていただきたいと思います。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原こども課長。

こども課（藤原直臣課長）

3点ありまして、1点目が留学生、二つ目が障害者、三つ目が38歳以上の生活費や教育費の送金を受けている者となっております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今、38歳じゃなくて38万以上ですよ。

はい、分かりました。

じゃあ、その方が対象者であって、それ以外の方は対象から除くという形で、今回、改正になっていると思うんですけども、この資料のほうの中ほどに、現時点においては対象者がいないため、影響がありませんとなっています。

先ほど、控除要件となっている方、対象外要件となっている方というのはなかなか考えにくいケースではあるんですけども、そういった方が出た場合というのは、やはりその何かしらの影響というのはやっぱり出てくるとは思うんですけども、そういった方に対しての何か補助とかというのは特にはないんですよ。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原こども課長。

こども課（藤原直臣課長）

今のところございません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これ、本当にもうレアなケースで、忠岡町でも、事前に話をお伺いすると、対象者がほとんどいないと。全国的については何名かいてるというのはお伺いしてますけれども、なかなか条件的にはレアなケースなので、ただ、条例が、上の、大阪府のほうが変わったから、国のほうも変わってますので、そういったこともあるので、今回の改正と

ということが分かりました。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、
原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

議案書の91ページをご覧ください。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億8,117万5,000円とする

ものでございます。

内容につきましては、後ほど、事項別明細書により、福祉文教常任委員会に関連するもののみご説明させていただきます。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

97ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

今回の変更は、町立小学校屋内運動場の老朽化対策に係る整備事業の実施において、活用する地方債の変更に伴い増額するものでございます。

起債の目的は小学校整備事業債で、限度額を1,470万円から190万円を増額し、1,660万円とするものでございます。

次に、予算に関する説明書の5ページをご覧ください。

今回の補正予算は、令和6年11月22日に閣議決定された、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき創設された、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用した保育士等の処遇改善に係る経費、人事院勧告等に伴う職員の人件費、特別会計への繰出金、その他、必要となる各事業費について補正するものでございます。

歳出予算1億5,273万6,000円のうち、国の補正予算への対応として、認定こども園施設型給付費1号認定に係る経費552万8,000円を計上、人事院勧告等に伴う人件費補正として3,798万2,000円を計上、特別会計への繰出金として、介護保険特別会計繰出金621万円を計上、その他必要となる事業費として、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金精算返還金などに係る経費1,122万8,000円を計上するものでございます。

個々の事業内容については、7ページを後ほどご高覧ください。

議案書に戻っていただき、101ページをご覧ください。

歳入で、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目教育費国庫負担金で、補正額207万円は子供のための教育・保育給付費負担金1号でございます。

102ページをご覧ください。

第15款府支出金、第1項府負担金、第1目教育費負担金で、補正額172万8,000円は子供のための教育・保育負担金1号でございます。

103ページをご覧ください。

第20款諸収入、第4項第1目雑入で、補正額3,788万9,000円は障害者自立支援給付費負担金、国府過年度分でございます。

第21款第1項町債、第9目教育債で、補正額190万円は小学校整備事業債でございます。

次ページにまいりまして、歳出でございます。

人件費を計上している各費目において、人事院勧告等に伴う調整額を計上しておりません。

人件費補正についての説明は省略させていただきます。

107ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費で、補正額927万4,000円は障害者相談支援業務補償金及び重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金精算返還金でございます。

第3目高齢者福祉費で、補正額621万円は介護給付費繰出金、ほかでございます。

113ページをご覧ください。

第10款教育費、第1項第2目教育総務費で、補正額487万6,000円は認定こども園施設型給付費1号認定でございます。こちらは、子供のための教育・保育給付費負担金1号において、国、2分の1、府、4分の1の財政措置がなされます。

第2項小学校費、第1目学校管理費で、こちらは地方債の変更に伴う財源更正でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、地方債の補正のほうからちょっと確認いたします。

97ページなんですけれども、小学校の整備事業債ということで、説明の中で、屋内運動場老朽化対策ということで190万円の増額補正を組んでます。これは老朽化対策なので、雨漏り対策ですかね、その費用の増額ということなんですけれども、増額になった主な理由は何でしょうか。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

当初なんですけれども、学校教育施設等整備事業債、こちらのほうの起債を考えてお

りました。そちらの充当率が75%ということで、あと、交付税の措置がなかったんですけれども、事業を実施する前に、公共施設等適正管理推進事業債というものが該当するということが分かりまして、そちらのほうがり債の充当率が90%、なおかつ、財政力によるんですけれども、交付税措置に関しては30%から50%ということで、当初考えていたよりもより有利な起債が該当するということが分かりましたので、今回、補正予算として上げさせていただいているというところでございます。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

有利な起債に変更したという理由はちょっと分かるんですけれども、それはそれでいいことだと思うんですけれども、そもそも、増額した理由というのをおっしゃってなかったので、そこをお願いします。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

起債の限度額が、すみません、充当率が75%から90%に上がってますということで、もともと、75%で起債を見込んでいたものが90%になってますので、こちらのほうが起債の金額は上がっているというところで、よろしく願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、工事費は変わってなくて、起債の充当率が変わったからということで、この増額、分かりました。

じゃあ、ちょっと別の質問に移ります。

こちらの一般会計補正予算（第9号）の資料のほうからちょっと質問させていただきます。

こちらの資料7ページのほう、認定こども園施設型給付費1号認定ということなんですけれども、事前の説明、内容にも書いているとおり、公定価格で、令和6年度の人事

院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、職員の人件費を10.7%引き上げると
いうことで説明は書いてます。

今回、当然、1号認定だけじゃなくて、2号認定、3号認定も、これ、当然、措置は
あったと思うんですけれども、今回、1号認定だけになった理由を教えてください。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原こども課長。

こども課（藤原直臣課長）

今回、人事院勧告に伴って、もちろん、1号認定だけじゃなく、2号認定、3号認定
も改定のほうございました。

それによる価格というのも出ているんですけれども、2号認定、3号認定につきまし
ては、当初のところで、予算のほうで確保できているというところで、今回は補正を上
げておりません。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

理由のほうは分かりました。

2号、3号のほうが当初予算をちょっと多めに取っていたというのもあって、そうい
う形で、今回、1号認定だけということの補正というのは分かりました。

今回、公定価格で引き上げるということで、ここにも書いているとおり、職員の人件
費を上げるための補正予算ということですので、この予算というのは、当然、民間のこ
ども園に対してということなので、実際に、本当にその給料が引き上げられたかどうか
の確認というのは忠岡町としてはされているんでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

こども課（藤原直臣課長）

確認は取れております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、今回の分はこれからということなんですけれども、恐らく、毎年、当然、こちらからその給付を渡してますので、そういった内容については確認されているとは思いますが、この確認というのは年1回という形になっているのでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田部長。

こども課（藤原直臣課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

こうした給付金って、今回、人件費の補正ということで、やっぱりそこで働く方々にやっぱりきちんとした給料が行き渡るようなチェックも続いてしていただきたいと思います。

一旦、以上で終わります。

委員長（三宅良矢議員）

ほかにございますか、質疑。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

すみません、私より質問がありますので、進行を尾崎副委員長に交代させていただきます。

副委員長（尾崎孝子議員）

それでは、進行を交代させていただきます。

三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、先ほどの、財源更正を受けて、小学校と中学校も含めてなんですけれども、このクーラーの工事の進捗状況と、これを受けて、別に特段、スケジューリング的にか、広報とか、内容に関しては変更とかは今のところはないのでしょうか。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

工事等々につきましては、次のまた、最終の議会のほうでご報告させていただこうと思っております。

そちらのほうで、今回については、まず、起債の変更ということでご理解いただければありがたいんですけども、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

三宅委員長。

委員長（三宅良矢議員）

特段、予定に大きな狂いとか変更はないということいいんですね。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

すみません、狂いというよりも、ちょっと現状として変更等々あるんですけども、そちらのほうにつきましては、また、次の最終の議会のほうでご説明をさせていただきたいというような予定になっておりますので、すみません、よろしく願いしておきます。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

三宅委員長。

委員長（三宅良矢議員）

その最終の議会というのは、具体的にはいつのことを指すんですか。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

最終のときに、ちょっとすみません、繰越議案とか等もあると思いますので、そちら

のほうのところでもう一度、工事日程についてはちょっと詳しいご説明をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

三宅委員長。

委員長（三宅良矢議員）

追加議案があるということいいんですね。

はい、分かりました。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（尾崎孝子議員）

三宅委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。結構です。

以上で。

副委員長（尾崎孝子議員）

それでは、三宅委員長の質疑は終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

委員長（三宅良矢議員）

ほかにございますでしょうか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

ないようです。討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、担当課より説明願います。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

それでは、議案書の121ページをお願いします。

議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,968万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億9,477万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは、まず、お手元の、予算に関する説明書の9ページをご覧ください。

今回の補正予算は、保険給付費及び地域支援事業費において、当初給付見込額と実績給付見込額との間に差異が生じたため、不足するサービス費において増額補正するものでございます。

歳入においては、増額するサービス費に対し、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、一般会計繰入金を法定割合に応じて計上しております。

歳出においては、不足分の保険給付費及び地域支援事業費を計上するものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただき、126ページをご覧ください。

歳入で、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、補正額

1, 142万6, 000円の追加は特別徴収及び普通徴収保険料でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金で、補正額1, 167万円の追加でございます。

第2項国庫補助金、第2目地域支援事業交付金総合事業で、補正額75万円の追加でございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金で、補正額1, 260万4, 000円の追加、第2目地域支援事業支援交付金で、補正額81万円の追加でございます。

第5款府支出金、第1項府負担金、第1目介護給付費負担金で、補正額583万5, 000円の追加でございます。

第2項府補助金、第1目地域支援事業交付金総合事業で、補正額37万5, 000円の追加でございます。

次ページをお願いいたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金で、補正額583万5, 000円の追加。第2目地域支援事業繰入金総合事業で、補正額37万5, 000円の追加でございます。

続いて、129ページをお願いします。

歳出でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費で、3, 900万円の追加、第7目居宅介護福祉用具購入費で50万円の追加、第8目居宅介護住宅改修費で90万円の追加、第9目居宅介護サービス計画給付費で130万円の追加でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス費で200万円の追加でございます。

第1項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス費で280万円の追加、第2目高額医療合算介護予防サービス費で180万円の追加でございます。

第3款地域支援事業費、第1項第1目介護予防生活支援サービス事業費で300万円の追加でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、予算の資料のほうで説明があったんですけども、当初、給付見込額と実績給付見込額に差異が生じたということなんですけれども、この差異については、当然、当初の見込みがあるから差異が出てるというんですけれども、実際、介護を使う人が増えたのか、それとも、介護報酬が今年度改定されてますので、その増によってこういう差異が出てきたのか、その辺をお知らせください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

見込みの金額につきましては、基本的に、前年の実績見込みから高齢者の増加率などの見込みを掛けまして当初予算で算定してございます。

しかし、今年度、新規申請が多くございまして、昨年度よりも30件ほど新規申請が多くなっております。認定者数が増えているのと、やはり経年といいますか、時間がたつにおいて、できるだけ予防に努めているんですけども、軽度から重度というふうにお一人の方でも介護区分のほうが上がっていきまると、費用の単価も上がっていきますので、お一人に係る費用のところについては増えていきます。

報酬改定等には見込んでおりましたので、今回の増額については、利用の増加というところで見ただけだとは思いますが、お願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

介護の報酬改定については見込んでいたということなので、あくまで、その新規申請と、あと、軽度から重度になった方も数名おられて、そういった形で、今回、当初の見込額よりもこれだけ上がったということなんですけれども、やっぱりこれだけ新規申請も増えていって、軽度から重度、当然、その予防介護もされているとは思いますが、やっぱりちょっとこの分野に関しては、サービスを減らすわけにはなかなかいかないので、そういった形で補正予算は必要かとは思いますが。

ただ、やっぱりこれをできるだけ使わんような、地域の介護予防とかという活動も多分必要だと思いますので、その点について、予算取りとか、介護予防事業として何か、町独自でもっと何かできるようなことがあれば、今後も検討していただきたいと思うん

ですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

令和5年度から少しずつ始めているんですけれども、らくらくトレーニングというところで、椅子に座っての運動をコパンと協力している分がございまして、基本的に、役場のほうに来ていただいて受けていただいてたんですが、やはり役場に来るのも大変という状況もありますので、今、集会所等も利用させていただいて、してもいいとお声がけいただいている地区のところについては、出張型ということとさせていただいております。こちら、人気のある講座ですので、回数を増やしていきたいと考えております。

また、予防という面で、やはりトレーニングであったりとか、通い場でいろいろな方と触れ合うというところが、すごく認知面や体力面で大事なところがございまして、そういったところに少し特化したような事業のほうも進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、また、提案の際にはよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、今期定例会最終日において委員会委員長報告を行います。

委員の皆様方、ご協力よろしく願います。

その他、理事者側で何かございますか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようです。

委員の皆様、何かありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶願います。

町長。

町長（杉原健士町長）

スムーズなご審議、誠にありがとうございます。

また、本会議でのご賛同とご可決、よろしく願いいたします。

以上でございます。

本日は誠にご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉じます。

皆様、お疲れさまでした。

（「午前10時47分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年3月4日

福祉文教常任委員会委員長 三宅良矢

福祉文教常任委員会委員 河瀬成利